

# 仕 様 書

## 1 契約名

港中央公園ほか2公園照明器具LED化業務委託契約

## 2 業務の目的

本市は「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」に基づき、事務・事業に関わるCO<sub>2</sub>排出量削減の取組を推進する必要がある。このため、HID照明器具等（以下「既設器具」という。）を使用している港中央公園ほか2公園において、LED照明器具等（以下「照明器具」という。）を導入するものである。

## 3 履行場所等

- (1) 港中央公園
- (2) 南栄公園
- (3) 慈眼寺東公園
- (4) 港中央公園の業務は、令和8年8月に行うこと。南栄公園の業務は、令和8年11月に行うこと。慈眼寺東公園の業務は、令和8年10月に行うこと。ただし、この月以外の業務は、市担当者と協議すること。

## 4 対象機器

別紙「LED照明器具等特記仕様書」を満足する製品

## 5 設置場所及び数量

別表「製品仕様書一覧表」のとおり

設置する照明器具の形状等は、現地確認の上、既設器具と同等のものとすること。

## 6 業務の範囲

- (1) 設置場所及び設置照明器具等の現地調査
- (2) 照明器具の調達及び設置（既設器具の撤去及び処分含む）

## 7 設置場所及び設置照明器具等の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び別表に基づき、既設器具の設置状況や電源状況等について事前現地調査（調査には既設器具が点灯している状態で行う照度測定を含む）を行い、調査結果を市へ報告すること。

現場に相違がある場合は、市の施設担当者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

## 8 LED照明器具の仕様等

### (1) 規格・構造等

- ① 照明器具及び付属部品等は新品であること。また、均斎度を鑑みて、1対1以上で交

換すること。

- ② 取替手法については、特記されているものを除き器具毎の交換を基本とする。ただし、特注器具や特殊デザイン器具など、標準品のLED照明器具の採用が困難な箇所については、本市と協議すること。
- ③ 照明器具は原則既設器具と同形状、同構造のものとすること。
- ④ 照明器具はJIL5004「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。
- ⑤ 電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- ⑥ 日本国内メーカーの製品であって、ISO9001及びISO14001の認証を取得した工場等で製造した製品であること。
- ⑦ 本業務に関連するJIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等に適合した製品又は同等以上と認められる製品であること。
- ⑧ 照明器具の設置にあたり、必要に応じて接地をとること。
- ⑨ 照明器具の形状は投光器形とする。
- ⑩ 架台交換を指定している公園は、架台本体及び付属部品等は新品であること。
- ⑪ 既設器具に安定器がある場合は撤去、処分し、電源直結とすること。なお、安定器収納盤は銘板を撤去し内部で既設配線を結線すること。
- ⑫ 投光器の照明器具は既設柱への負荷を軽減するため、既設器具と同等程度の受圧面積の照明器具を選定すること。
- ⑬ 港中央公園及び南栄公園は、投光器用架台の交換まで行うこと。

## （2）性能

- ① 事前に行う既設照明の照度測定結果を踏まえたうえで、JIS照明基準が定める照明要件を満たす明るさの製品を使用すること。
- ② 光源（LED）寿命は40,000時間以上（光束維持率80%以上）の製品とすること。
- ③ 防塵耐水がIP性能66以上及び耐重塩仕様を満たす製品であり、照明器具の更新後の照度は、更新前の照度と同等以上とすること。
- ④ 相関色温度は5,000K程度を確保できる製品であり、平均演色評価数（Ra）：70以上の製品であること。
- ⑤ 屋外施設のナイター照明については、光害対策が考慮されている製品を設置すること。
- ⑥ 調光はパソコン又はタブレットとスイッチの双方を利用し、事務所から制御が可能のこと。なお、通信障害を来すことがないよう使用する周波数帯に配慮すること。

## 9 LED照明器具の調達及び設置

### （1）事前協議等

- ① 市の施設担当者とスケジュール等について協議を行ったうえで、書面で工程表及び体制表等を提出し、市の承諾を得ること。  
また、照明器具設置の進捗等により工程の変更が必要となった場合や体制表等の変更

があった場合は協議を行い、市の承諾を得たうえで変更すること。

② 現地調査等の結果を踏まえ、別紙に適合しているメーカー標準仕様の照明器具を選定すること。選定後、資料を提出し、市の承諾を得たうえで発注及び調達を行うこと。なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) LED照明器具の設置

① 既設器具を撤去し、調達した照明器具を設置すること。また、配線を変更する場合は、その配線に表示（豆札）を行い、配線の行先、用途等を明記すること。

② 施工にあたっては、安全管理及び現場管理には細心の注意を払い、事故等が発生しないようを行うこと。万一、事故等が発生した場合には、消防機関等への連絡とともに市の担当者にも速やかに報告すること。特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合においては、報告後速やかに復旧すること。

③ 撤去した既設器具については、関係法令を遵守し適正に処理すること。ただし、良品の既設器具については、市の担当者に報告し、市が求めた場合は引き渡すこと。また、PCBの含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCBの含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付したうえで、市に引き渡すこと。

④ 照明器具の設置に関しては、本仕様書等に基づき行うものとし、本仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版に準拠すること。

(3) LED照明器具の設置の記録

① 写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

- ア 既設器具の設置状況
- イ 作業状況（使用材料及び撤去品を含む）
- ウ 照明器具の設置状況（消灯時及び点灯時）
- エ 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む）
- オ 照度測定結果

② 図面等の修正

契約締結後に市の担当者より提供する図面等に、設置完了後の内容を追加・反映すること。なお、この図面等の修正は設置した照明器具の情報を追加することとし、CAD等を用いて新たに図面を作成する必要はない。

(4) 実施報告書の提出等

① 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。なお、設置後速やかに校正証の有る照度計によって照度測定を行い、照度分布図と対比することで性能を確認すること。

② 実施報告書の提出

自主検査の実施後、市に以下の内容を記した実施報告書を提出し、合わせて自主検査の結果を報告すること。なお、実施報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（D

VD-R等)一式を併せて提出すること。市の検査完了後、市が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

- ア 作業状況写真
- イ LED照明等機器一覧
- ウ LED照明器具等取扱説明書
- エ LED照明器具等保証書(写し)
- オ グラウンドの照度測定状況
- カ その他関係機関への届出

## 10 その他

- (1) 産業廃棄物管理票は、E票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。
- (6) 本業務後、照明器具に起因する不具合が生じた際は、保証期間内であれば交換に応じること。
- (7) 本業務後、市からの照明調整等の依頼があった際は、速やかに応じること。